

# 変更箇所詳細

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載
令和8年1月22日	<p>1 関連情報</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）</li> <li>・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等）</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項（別表第二における情報提供の根拠）</li> <li>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第三十六条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（46の項）</li> <li>：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項）</li> <li>：第三欄（情報提供者）が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106、119の項）</li> <li>（別表第二省令における情報提供の根拠）</li> <li>：第1条第1号第2号イ、第2条第2号第3号イ第5号イ第6号イ第7号イ第12号イ、第3条第2号第3号イ第5号イ第6号第7号イ第8号イ、第4条第1号第2号イ、第5条第3号第4号第6号、第19条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第25条第3号イ、第33条第1号、第43条第3号イ第5号口第7号、第44条第1号イ第2号第3号第4号第5号、第46条第1号第2号第3号第4号第6号第7号第8号第二項</li> <li>※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、119の項に対応する別表第二省令は、改めて命令の公布後、一部改正により追加予定</li> <li>※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。</li> <li>※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</li> <li>※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</li> <li>（別表第二における情報照会の根拠）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（42の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（43の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（44の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（45の項）</li> <li>（別表第二省令における情報照会の根拠）</li> <li>：第20条、第25条、第26条</li> <li>※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）</li> <li>・法第19条第8号省令第2条の表</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）（以下、別表第二省令）</li> <li>・番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認として機関別符号を取得する等）</li> <li>・国民健康保険法第113条の3第1項、第2項（情報提供の根拠）</li> <li>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（2の項）</li> <li>：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、173の項）</li> <li>：第三欄（情報提供者）が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（38、137の項）</li> <li>・法第十九条第八号省令第4条、第5条、第8条、第15条、第44条、第50条、第58条、第67条、第71条、第85条、第89条、第117条、第127条、第133条、第160条、第163条、第175条</li> <li>※別表第二の17、22、30、33、39、46、58、88、119の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</li> <li>※別表第二の27の項に対応する別表第二省令第20条には、医療保険給付関係情報の規定なし。</li> <li>※別表第二の97の項に対応する別表第二省令第49条には、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</li> <li>※別表第二の106の項に対応する別表第二省令第53条には、他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報の規定なし。</li> <li>（情報照会の根拠）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（48の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（69の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（70の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（71の項）</li> <li>：第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（45の項）</li> <li>（別表第二省令における情報照会の根拠）</li> <li>：法第十九条第八号省令第50条、第71条、第72条、第73条</li> <li>※別表第二の43、45の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項</li> </ul>